

特別養護老人ホームわらび園

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長岡老人福祉協会（以下「事業者」という。）が運営する特別養護老人ホームわらび園（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護 事業所(以下「事業所」という。))において実施する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身や生活機能の維持向上、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身や生活機能の維持向上、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- 2 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を実施するにあたり、介護老人福祉施設と一体化して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。
- 3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、各保健医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホームわらび園
- (2) 事業所の所在地 新潟県長岡市浦3060番地

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。ただし、特別養護老人ホーム本体事業と兼務とする。

- (1) 管理者1人(介護老人福祉施設と兼務)

職員の管理及び業務の把握を一元的に行なう責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行なう。

- (2) 医師(非常勤)

利用者の健康管理、療養上の指導を行う。

- (3) 生活相談員(常勤兼務2人以上)

生活相談員は利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、医療機関等の他の機関との連携を行う。

- (4) 看護職員(常勤兼務3人以上)

看護職員は、利用者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供する。

- (5) 介護職員(常勤兼務37人以上)

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

- (6) 機能訓練指導員(常勤兼務1人以上)

機能訓練指導員は、入所者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。

- (7) 栄養士(常勤兼務1人以上)

管理栄養士は入所者の年齢や心身の状況、嗜好を考慮し適切な栄養量及び内容の食事が提供されるよう栄養管理体制をとるものとする。

(利用定員)

第5条 本事業の利用定員は20人とする。

- 2 前項の他、本体の特別養護老人ホームに空床があった場合であって、当該床の利用が可能な場合は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスに利用できるものとする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 提供する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

短期入所生活介護

併設型短期入所生活介護(Ⅰ)〈従来型個室〉

併設型短期入所生活介護(Ⅱ)〈多床室〉

(看護職員又は介護職員：入所者数=3：1)

介護予防短期入所生活介護

併設型介護予防短期入所生活介護(Ⅰ)〈従来型個室〉

併設型介護予防短期入所生活介護(Ⅱ)〈多床室〉

(看護職員又は介護職員：入所者数=3：1)

- (1) 介護
 - ①入浴又は清拭
 - ②排泄の援助
 - ③おむつの交換
 - ④離床、着替え、整容その他日常生活上の世話又は支援
- (2) 食事の提供
 - ①栄養と利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供
 - ②食事の介助
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
 - 医師及び看護職員による健康管理
- (5) 相談及び援助
 - 利用者又はその家族からの相談に対する助言その他の援助
- (6) 送迎
 - リフト付送迎車などによる入退所の送迎

(利用料その他の費用の額)

第7条 短期入所介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料は次によるものとする。

(1) 介護保険給付サービス

短期入所生活介護

併設型短期入所生活介護 (I) 〈従来型個室〉

併設型短期入所生活介護 (II) 〈多床室〉

介護予防短期入所生活介護

併設型介護予防短期入所生活介護 (I) 〈従来型個室〉

併設型介護予防短期入所生活介護 (II) 〈多床室〉

厚生労働省が定めた告示上の基準の額とする。ただし、法定代理受領サービスの場合は利用料の1割～3割を、法定代理受領でない場合は居宅介護サービス基準額又は介護予防サービス基準額相当額を本人負担額とする。

(2) 保険対象外費用

①滞在費	i) 従来型個室	利用者負担第1段階	380円/日
		利用者負担第2段階	480円/日
		利用者負担第3段階	880円/日
		利用者負担第4段階	1,231円/日
ii) 多床室	利用者負担第1段階	0円/日	
	利用者負担第2段階	430円/日	
	利用者負担第3段階	430円/日	
	利用者負担第4段階	915円/日	

従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当する者に対しては、併設型短期入所生活介護費 (II) 又は併設型介護予防短期入所生活介護 (II) を算定する。

- a) 感染症等により従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者。

b) 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者。

②食費	利用者負担第1段階	300円/日
	利用者負担第2段階	600円/日
	利用者負担第3段階①	1,000円/日
	利用者負担第3段階②	1,300円/日
	利用者負担第4段階	2,000円/日
③特別な食事（利用者の選定に基づく特別な食事）		実費
④特別な送迎		実費
⑤電気器具使用料（テレビ、電気毛布等1点毎）		30円/日
⑥テレビレンタル料		100円/泊

2 前項の（1）～（2）までに掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文章に記名押印を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 本事業の通常の送迎の実施地域は次の地域とする。

- ・長岡市
- ・小千谷市

（緊急時の対応方法）

第9条 サービスの利用中、利用者に体調、病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難な場合には、協力病院等に連絡をとり、緊急搬送などの処置を講ずることとする。

（非常災害対策）

第10条 非常災害が発生した時は、特別養護老人ホームわらび園の消防計画に従って対応するものとする。

- 2 平常時の防災訓練は、特別養護老人ホームわらび園の訓練と合同で行うものとする。
- 3 防災訓練は年2回以上行なう。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携)

第12条 地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとする。

- 2 入所者からの苦情に関して市町村等から派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等市町村との連携に努めるとともに、老人クラブ、婦人会その他住民の協力を得て市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事故発生防止のための指針を整備すること。

(2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の実態及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

4 施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第14条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の家族又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(秘密保持)

- 第16条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

- 第18条 事業所は利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なわないものとする。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合には、利用者、家族に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」により説明を行い同意を受け、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合について、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった時には直ちに解除する。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

- 第20条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第21条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は、他の入所者の迷惑になる行為、他の入所者に必要な支援を妨げる行為、施設における日課から逸脱した変更をしてはならない。
- (2) 利用者が外出、外泊しようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (3) 利用者は、次の事項を守らなければならない。
 - ①施設内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。
 - ②施設内に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - ③指定された居室は、勝手に変更してはならない。
 - ④飲食物を勝手に持ち込んで서는ならない。
 - ⑤所持金その他の貴重品については、利用者等の保管を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

(その他運営にあたっての重要事項)

第22条 事業実施にあたっては、社会的使命を十分に確認し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、適切なサービス提供が行えるよう、職員の勤務体制を整える。

- 2 事業所は、適切な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 附 則 この規程は、平成12年 4月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成13年 9月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成17年 4月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成18年 4月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成27年 4月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成27年 8月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、令和 1年 10月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、令和 3年 8月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、令和 4年 4月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、令和 5年 4月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、令和 5年 8月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、令和 6年 4月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、令和 6年 8月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、令和 7年 4月1日から施行する。